

第123回南あわじ市議会定例会議事日程（第6号）

令和5年12月19日（火）午前10時開議

- 第1 議案第66号、議案第70号～議案第72号、議案第74号～議案第82号、議案第86号、議案第87号（15件一括上程）
- 議案第66号 令和5年度南あわじ市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第70号 令和5年度南あわじ市福良財産区特別会計補正予算（第1号）
- 議案第71号 令和5年度南あわじ市北阿万財産区特別会計補正予算（第1号）
- 議案第72号 令和5年度南あわじ市沼島財産区特別会計補正予算（第1号）
- 議案第74号 南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第75号 南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第76号 南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第77号 南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第78号 南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第79号 南あわじ市立図書館条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第80号 南あわじ市淡路人形浄瑠璃資料館条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第81号 南あわじ市淡路人形浄瑠璃館条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第82号 南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第86号 公の施設の指定管理者の指定期間の変更について（淡路人形浄瑠璃館）
- 議案第87号 公の施設の指定管理者の指定について（淡路人形浄瑠璃館）
- 第2 議案第67号～議案第69号、議案第73号、議案第83号、議案第85号、議案第88号～議案第91号（10件一括上程）
- 議案第67号 令和5年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第68号 令和5年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第69号 令和5年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第73号 令和5年度南あわじ市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第83号 南あわじ市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第85号 南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第88号 公の施設の指定管理者の指定について（淡路ファームパークイングラウンドの丘）

議案第89号 公の施設の指定管理者の指定について（バイオマス利活用施設）
議案第90号 字の区域の変更について（倭文土井、阿那賀地区）
議案第91号 南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例制定について

第3 請願第5号 加齢性難聴者の補聴器購入に市の助成を求める請願

第4 発委第6号 南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

第5 議員派遣の申し出

第6 議会運営委員会、常任委員会の閉会中の継続調査の申し出

(公 印 省 略)
令和5年12月13日

南あわじ市議会議長 印 部 久 信 様

総務文教常任委員会委員長 蛭 子 智 彦

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第108条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案第66号	令和5年度南あわじ市一般会計補正予算（第5号）	原案可決
議案第70号	令和5年度南あわじ市福良財産区特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第71号	令和5年度南あわじ市北阿万財産区特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第72号	令和5年度南あわじ市沼島財産区特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第74号	南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第75号	南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第76号	南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第77号	南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決

議案番号	件名	結果
議案第78号	南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第79号	南あわじ市立図書館条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第80号	南あわじ市淡路人形浄瑠璃資料館条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第81号	南あわじ市淡路人形浄瑠璃館条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第82号	南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第86号	公の施設の指定管理者の指定期間の変更について（淡路人形浄瑠璃館）	原案可決
議案第87号	公の施設の指定管理者の指定について（淡路人形浄瑠璃館）	原案可決

(公 印 省 略)
令和5年12月14日

南あわじ市議会議長 印 部 久 信 様

産業厚生常任委員会委員長 長 船 吉 博

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第108条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案第67号	令和5年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第68号	令和5年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第69号	令和5年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第73号	令和5年度南あわじ市下水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第83号	南あわじ市印鑑条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第85号	南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第88号	公の施設の指定管理者の指定について（淡路ファームパークイングランドの丘）	原案可決
議案第89号	公の施設の指定管理者の指定について（バイオマス利活用施設）	原案可決
議案第90号	字の区域の変更について（倭文土井、阿那賀地区）	原案可決

議案番号	件名	結果
議案第91号	南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例制定について	原案可決

(公 印 省 略)
令和5年12月14日

南あわじ市議会議長 印 部 久 信 様

産業厚生常任委員会委員長 長 船 吉 博

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託の請願を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第138条第1項の規定により報告します。

記

請 願 番 号	件 名	結 果
請 願 第 5 号	加齢性難聴者の補聴器購入に市の助成を求める請願	採 択

発委第6号

(公 印 省 略)

令和5年12月19日

南あわじ市議会議長 印 部 久 信 様

提出者

議会運営委員会委員長 谷 口 博 文

南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第13条
第2項の規定により提出します。

南あわじ市条例第 号

南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 17 年南あわじ市条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項の表を次のように改める。

6 箇月	5 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月以上 5 箇月未満	3 箇月未満
100 分の 225	100 分の 180	100 分の 135	100 分の 67.5

附則に次の 1 項を加える。

(令和 5 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 11 令和 5 年 12 月に支給する期末手当に関する第 5 条第 3 項の規定の適用については、同項の表中「100 分の 225」とあるのは「100 分の 230」と、「100 分の 180」とあるのは「100 分の 184」と、「100 分の 135」とあるのは「100 分の 138」と、「100 分の 67.5」とあるのは「100 分の 69」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定(次項において「改正後の条例の規定」という。)は、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。

(期末手当の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考																
<p>第1条～第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、その者の当該基準日以前6箇月以内の期間における在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="210 651 1048 794"> <thead> <tr> <th><u>6 箇月</u></th> <th><u>5 箇月以上 6 箇月未満</u></th> <th><u>3 箇月以上 5 箇月未満</u></th> <th><u>3 箇月未満</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>100分の220</u></td> <td><u>100分の176</u></td> <td><u>100分の132</u></td> <td><u>100分の66</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 略</p> <p>第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～10 略</p>	<u>6 箇月</u>	<u>5 箇月以上 6 箇月未満</u>	<u>3 箇月以上 5 箇月未満</u>	<u>3 箇月未満</u>	<u>100分の220</u>	<u>100分の176</u>	<u>100分の132</u>	<u>100分の66</u>	<p>第1条～第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、その者の当該基準日以前6箇月以内の期間における在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1072 651 1910 794"> <thead> <tr> <th><u>6 箇月</u></th> <th><u>5 箇月以上 6 箇月未満</u></th> <th><u>3 箇月以上 5 箇月未満</u></th> <th><u>3 箇月未満</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>100分の225</u></td> <td><u>100分の180</u></td> <td><u>100分の135</u></td> <td><u>100分の67.5</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 略</p> <p>第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～10 略</p> <p><u>(令和5年12月に支給する期末手当に関する特例措置)</u></p> <p>11 <u>令和5年12月に支給する期末手当に関する第5条第3項の規定の適用については、同項の表中「100分の225」とあるのは「100分の230」と、「100分の180」とあるのは「100分の184」と、「100分の135」とあるのは「100分の138」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の69」とする。</u></p>	<u>6 箇月</u>	<u>5 箇月以上 6 箇月未満</u>	<u>3 箇月以上 5 箇月未満</u>	<u>3 箇月未満</u>	<u>100分の225</u>	<u>100分の180</u>	<u>100分の135</u>	<u>100分の67.5</u>	
<u>6 箇月</u>	<u>5 箇月以上 6 箇月未満</u>	<u>3 箇月以上 5 箇月未満</u>	<u>3 箇月未満</u>															
<u>100分の220</u>	<u>100分の176</u>	<u>100分の132</u>	<u>100分の66</u>															
<u>6 箇月</u>	<u>5 箇月以上 6 箇月未満</u>	<u>3 箇月以上 5 箇月未満</u>	<u>3 箇月未満</u>															
<u>100分の225</u>	<u>100分の180</u>	<u>100分の135</u>	<u>100分の67.5</u>															

提出の理由

この条例の一部改正は、人事院勧告に準拠し、期末勤勉手当を引き上げる改正をする一般職及び特別職と同様に、議員についても期末手当の支給割合を改定するものです。

改正内容は、6月及び12月に支給される期末手当2.20月をいずれも2.25月とし、年間で0.1月引き上げるものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日とし、改正後の条例の規定は、令和5年12月1日から適用すると定めています。

議員派遣申出書

令和5年12月19日 定例会

次のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第162条の規定により議員を派遣する。

- 1 灘黒岩水仙郷修葺式竣工式
 - (1) 目的 修葺式・竣工式
 - (2) 派遣場所 灘黒岩水仙郷
 - (3) 期間 令和5年12月25日
 - (4) 派遣議員 議長、産業厚生常任委員

- 2 南あわじ市賀詞交換会
 - (1) 目的 賀詞交換会
 - (2) 派遣場所 ホテルニューアワジプラザ淡路島
 - (3) 期間 令和6年1月4日
 - (4) 派遣議員 全議員

- 3 南あわじ市消防団初出式
 - (1) 目的 初出式
 - (2) 派遣場所 三原健康広場グラウンド
 - (3) 期間 令和6年1月7日
 - (4) 派遣議員 正副議長、総務文教常任委員

- 4 南あわじ市二十歳のつどい
 - (1) 目的 式典
 - (2) 派遣場所 文化体育館
 - (3) 期間 令和6年1月7日
 - (4) 派遣議員 正副議長、総務文教常任委員

- 5 淡路瓦工業組合「講演会」並びに「新年互礼会」
 - (1) 目的 講演会・互礼会
 - (2) 派遣場所 観光旅館うめ丸
 - (3) 期間 令和6年1月16日
 - (4) 派遣議員 議長、産業厚生常任委員長

6 東播・淡路市議会議長会定例会

- (1) 目 的 定例会
- (2) 派遣場所 グリーンヒルホテル明石
- (3) 期 間 令和6年1月22日
- (4) 派遣議員 正副議長

7 南あわじ市商工会法人部会新年互礼会

- (1) 目 的 互礼会
- (2) 派遣場所 観光旅館うめ丸
- (3) 期 間 令和6年1月24日
- (4) 派遣議員 議長、産業厚生常任委員長

8 議会報告会

- (1) 目 的 報告会
- (2) 派遣場所 沼島総合センター
- (3) 期 間 令和6年1月23日
- (4) 派遣議員 全議員

(公 印 省 略)

令和5年12月11日

南あわじ市議会

議長 印 部 久 信 様

議会運営委員会

委員長 谷 口 博 文

閉 会 中 の 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第109条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- (1) 議会運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

2. 期 限

次回定例会迄

(公 印 省 略)

令和5年12月13日

南あわじ市議会

議長 印 部 久 信 様

総務文教常任委員会

委員長 蛭 子 智 彦

閉 会 中 の 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第109条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- (1) 市の総合的企画、調整について
- (2) 行財政計画について
- (3) 市有財産の維持管理と財源の確保について
- (4) 情報化の推進について
- (5) 離島振興対策について
- (6) 国際交流及び友好市町の調査について
- (7) 人権施策について
- (8) 消防・防災対策の推進について
- (9) 教育の充実、文化・スポーツの振興と関係施設の整備について
- (10) 青少年の健全育成について
- (11) 選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会に関すること

2. 期 限

次回定例会迄

(公 印 省 略)

令和5年12月14日

南あわじ市議会

議長 印 部 久 信 様

産業厚生常任委員会

委員長 長 船 吉 博

閉 会 中 の 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第109条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- (1) 税の賦課徴収について
- (2) 生活環境の整備推進について
- (3) 福祉対策について
- (4) 介護保険と高齢化社会対策について
- (5) 医療体制と健康づくりの推進について
- (6) 商工業及び観光の振興について
- (7) 農業振興の推進について
- (8) 水産振興の推進について
- (9) 都市整備事業の推進について
- (10) 下水道事業の推進について
- (11) 農業委員会に関する事

2. 期 限

次回定例会迄

(公 印 省 略)

令和5年12月12日

南あわじ市議会

議長 印 部 久 信 様

議会広報広聴常任委員会

委員長 吉 田 良 子

閉 会 中 の 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第109条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- (1) 議会広報誌に関する事項
- (2) 議会報告会に関する事項
- (3) 議会ホームページに関する事項
- (4) 議会ライブ配信、録画配信に関する事項
- (5) その他議会広報広聴活動に関する事項

2. 期 限

次回定例会迄